

## 善通寺市優良建設工事表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、善通寺市建設工事成績評定要領（平成18年4月1日施行）第9条の規定に基づき、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正な施工の確保と技術の向上を図るため、他の模範となる優れた工事の表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、表彰を行う年度（以下「表彰年度」という。）の前年度に完了した工事とし、1件の請負金額が1,000万円以上のものをいう。

(被表彰者の推薦基準)

第3条 被表彰者の推薦については、工事成績評定で80点以上の工事を施工した者とし、かつ次の各号の要件を勘案して選定する。

- (1) 契約の条件に従い工事が確実に履行されているもの
- (2) 適正な工程管理に基づき施工し、その出来栄えが特に優れたもの
- (3) 現場管理、施工技術、仕事に対する熱意等が優れ他の模範となると認められる者
- (4) 積極的な地元対策を実施し、良好な対外関係の基に施工したものと認められる者
- (5) 創意工夫を凝らして実施した工事で優れた者
- (6) 住民や地域社会への貢献度が優れている者
- (7) 困難な条件を克服して完成したもの

(欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、表彰年度の前年度又は表彰年度の表彰までの間に、次の各号のいずれか該当するものがあつたときは表彰しないこととする。

- (1) 善通寺市指名停止等措置要領（平成元年告示第17号）の規定により指名停止となつた者
- (2) 本市から請け負った工事の成績が一定の水準に達しない者

(推薦の手続き等)

第5条 総務部総務課長は、第2条から第4条の規定に基づき表彰に値すると認められる工事があるときは優良建設工事推薦書（様式第1号（以下「推薦書」という。））を善通寺

市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出する。

2 審査委員会は、推薦書により表彰する工事の候補を審査し、審査結果を市長に報告する。

（被表彰者の決定）

第6条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき表彰する工事を決定し、その施工者を表彰する。

（庶務）

第7条 表彰に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。